

「特別の教科 道徳」の教科書検定について  
(報告)

平成27年7月23日

教科用図書検定調査審議会

「特別の教科 道徳」の教科書検定について  
(報告)

目次

はじめに	1
1 「特別の教科 道徳」の教科書の検定基準等について	3
(1) 「特別の教科 道徳」の教科書検定基準について	3
①学習指導要領において示されている題材・活動等について教科書上 対応することを求める規定について	4
②学習指導要領における教材の配慮事項を踏まえた規定について	5
③道徳科の内容項目との関係の明示を求める規定について	6
④道徳科の教科書について留意すべき点について	6
(2) 「特別の教科 道徳」の検定体制の充実方策について	8
2 その他の教科書検定に関する諸課題について	10
(1) 義務教育用教科書の不合格図書年度の再申請の見直し及び不合格と なる欠陥箇所数の判定基準の見直しについて	10
(2) 最新の状況に対応した検定申請の改善について	13
(3) その他関連する制度等の改善方策について	15
①検定済図書の訂正申請と検定基準との関係について	15
②検定審査中及び訂正申請承認審査中などの適切な情報管理について	16
③教科書記述の正確性の更なる向上について	18
④検定手続関係書類の見直しについて	19
おわりに	20
関連資料	
教科用図書検定調査審議会委員名簿	21
教科用図書検定調査審議会委員名簿(総括部会、第10部会)	22
「特別の教科 道徳」の教科書検定について(審議要請)	23
教科用図書検定調査審議会への審議要請理由説明	25
「特別の教科 道徳」の教科書検定について(報告)[概要]	27

## はじめに

- 「特別の教科 道徳」については、平成25年2月の教育再生実行会議第一次提言や同年12月の道徳教育の充実に関する懇談会報告を踏まえ、平成26年10月に中央教育審議会において答申が取りまとめられた。この答申では、「道徳教育の充実を図るためには、充実した教材が不可欠であり、「特別の教科 道徳」（仮称）の特性を踏まえ、教材として具備すべき要件に留意しつつ、民間発行者の創意工夫を生かすとともに、バランスのとれた多様な教科書を認めるという基本的な観点に立ち、中心となる教材として、検定教科書を導入することが適当である」と提言された。この中央教育審議会答申を踏まえ、文部科学省において、本年3月に、学校教育法施行規則並びに小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領等の一部改正が行われ、道徳の時間を「特別の教科 道徳」として新たに位置付け、平成30年度から小学校及び特別支援学校の小学部で、平成31年度から中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部で「特別の教科 道徳」の検定教科書を用いた授業が順次実施される。
- このような状況を受け、本年5月19日、文部科学大臣から本審議会に対して、「特別の教科 道徳」の教科書検定の実施に係ることとして、（1）「特別の教科 道徳」の教科書の検定基準等について、（2）その他の教科書検定に関する諸課題について、の2つの事項について、審議要請があった。
- 2つの事項についての具体的な検討事項としては、
  - （1）「特別の教科 道徳」の教科書の検定基準等については、
    - ・「特別の教科 道徳」の教科書検定に当たり、新たに規定する必要がある検定基準
    - ・「特別の教科 道徳」の検定体制の充実方策
  - （2）その他の教科書検定に関する諸課題については、
    - ・義務教育用教科書の不合格図書年度の再申請の見直し
    - ・最新の状況に対応した検定申請の改善
    - ・その他関連する制度等の改善方策が、それぞれ示された。
- 審議要請の際、文部科学省から、「特別の教科 道徳」の教科書検定については、来年度（平成28年度）に小学校用教科書、再来年度（平成29年度）に中学校用教科書の検定を実施する必要があるため、本審議会からの提言を基に、本年夏頃を目途に教科用図書検定基準等の改正など必要な制度改正を行い、教科書発行者に周知する必要があることから、今般の審議要請に対して、本年7月中を目途に本審議会としての報告を取りまとめることが要請された。

- 本審議会においては、審議要請の内容が「特別の教科 道徳」はもとより全ての教科に係る事項であることから、総会における審議とともに、「特別の教科 道徳」の教科書の検定を分担する「第10部会」と、第1部会から第10部会までの各部会の分担事項の総括的事項及びこれらの分担事項のいずれにも属していない事項を分担する「総括部会」の合同会議を開催し、審議要請された2つの事項に関する具体的検討事項について審議を行った。
- このたび、本審議会における審議結果を、「特別の教科 道徳」の教科書検定について」として取りまとめたので報告する。
- 本報告においては、(1)「特別の教科 道徳」の教科書の検定基準等について、(2)その他の教科書検定に関する諸課題について、の2つの事項について、項目ごとに、まず制度や運用の現状について述べ、その次にそれに基づく具体的な改正・改善事項の内容や留意点などを述べるという形で、取りまとめを行っている。

# 1 「特別の教科 道徳」の教科書の検定基準等について

## (1) 「特別の教科 道徳」の教科書検定基準について

- 教科書検定は、文部科学大臣が告示する教科用図書検定基準（以下「検定基準」という。）に基づき実施されている<sup>\*1</sup>。検定基準は、検定のために必要な審査基準を定めることを目的としており、この検定基準に基づく審査では、教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標に基づき、各教科共通の条件や各教科固有の条件の各項目に照らして、教科書として適切であるかどうかを審査している<sup>\*2</sup>。
- 本審議会においては、「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）の教科書検定の実施に当たって、新たに規定する必要がある検定基準や現在の検定基準の規定について見直す必要がないかについて検討を行った。
- 新たに規定する必要がある検定基準については、学習指導要領に示す道徳科の趣旨を具体化した教科書が作成されるようにするため、現在の検定基準に規定されている各教科共通の条件に加えて、以下の①～③の観点により、道徳科の固有の条件を新たに規定することが適当である。
- 現在の検定基準の規定の見直しについては、今回の学習指導要領等の一部改正において、「各教科」とは別に「特別の教科」が設定されたことから、「特別の教科」も検定基準の対象となることを明確にするため、現在の検定基準中、「各教科」としている箇所を「教科」に改めることが適当である。
- 以下の①～③に道徳科の固有の条件として新設することが必要な検定基準を示し、④として道徳科の教科書について留意すべきと思われる点を示す。

---

\*1、2 教科用図書検定規則（平成元年4月4日文部省令第20号）  
（検定の基準）

第3条 教科用図書（以下「図書」という。）の検定の基準は、文部科学大臣が別に公示する教科用図書検定基準の定めるところによる。

義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成21年3月4日文部科学省告示第33号）

第1章 総則

- (1) 本基準は、教科用図書検定規則第3条の規定に基づき、学校教育法に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において使用される義務教育諸学校教科用図書について、その検定のために必要な審査基準を定めることを目的とする。
- (2) 本基準による審査においては、その教科用図書が、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であることにかんがみ、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指す教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するため、これらの目標に基づき、第2章及び第3章に掲げる各項目に照らして適切であるかどうかを審査するものとする。

①学習指導要領において示されている題材・活動等について教科書上対応することを求める規定について

- 学習指導要領では、道徳科の第3「指導計画の作成と内容の取扱い」（以下「内容の取扱い」という。）の3の(1)<sup>\*3</sup>において、生命の尊厳、社会参画（中学校）、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等現代的な課題などの題材が明示されており、学校教育の主たる教材である教科書においても、これらの題材が教材として掲載されることが必要である。
- このため、検定基準の道徳科の固有の条件として、教科書において、「内容の取扱い」の3の(1)に示す題材は全て教材として取り上げていることを求める規定を置くことが適当である。
- なお、現代的な課題については、例示されている情報化への対応以外にも様々な課題が考えられるところであり、具体的にどのような課題を教科書で取り上げるかは教科書発行者の創意工夫に委ねられるところである。教科書発行者は、道徳科の教科書において現代的な課題を取り上げる際には、学習指導要領上、他の教科で学習する内容は当該教科の教科書で扱われることを前提としつつ、道徳科の学習のねらいを達成するために、他の教科で学習する内容について必要な範囲に限って取り上げることも考慮する必要がある。
- また、今回の学習指導要領等の一部改正では、「考える道徳」、「議論する道徳」への転換により児童生徒の道徳性を育むことを目指しており、今回、道徳科に導入される教科書においても、こうした趣旨を踏まえた教材となることが必要である。
- このため、検定基準の道徳科の固有の条件として、教科書において、ア)「内容の取扱い」の2の(4)<sup>\*4</sup>に示す「言語活動」、イ)「内容の取扱い」の2の(5)<sup>\*5</sup>に示す「問題解決的な学習」や「道徳的行為に関する体験的な学習」について適切な配慮がされていることを求める規定を置くことが適当である。その際、教科書に掲載される教材ごとにこれらに関する適切な配慮を求めるのではなく、図書の内容全体を通じて、これらに関する適切な配慮がされていることを求めることが適当である。

## ②学習指導要領における教材の配慮事項を踏まえた規定について

- 教科書には、学習指導要領に示す道徳科の教材の配慮事項に照らして、適切な教材が取り上げられることが求められる。
- このため、検定基準の道徳科の固有の条件として、教科書には、「内容の取扱い」の3の(2)のア及びイ<sup>\*6</sup>に照らして適切な教材を取り上げていることを求める規定を置くことが適当である。
- また、教科書として、学習指導要領に示す道徳科の教材の配慮事項に照らして、教材の取り上げ方に不適切なところがないことが求められる。特に、多様な見方や考え方のできる事柄を教科書に取り上げる際には、児童生徒が多面的・多角的に考えることができるようにするなど十分配慮することが必要である。
- このため、検定基準の道徳科の固有の条件として、教科書において、「内容の取扱い」の3の(2)のア、イ及びウ<sup>\*7</sup>に照らして、教材の取り上げ方として不適切なところはないこと、特に、多様な見方や考え方のできる事柄を取り上げる場合には、その取り上げ方について特定の見方や考え方に偏った取扱いはされておらず公正であるとともに、児童生徒の心身の発達段階に即し、多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮がされていることを求める規定を置くことが適当である。

\*3 小学校学習指導要領（平成27年3月27日文科科学省告示第60号による一部改正）

第3章 特別の教科 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

(1) 児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

※中学校学習指導要領にも同様の規定あり（中学校では、上記の題材に「社会参画」が加わる。）。

\*4、5 小学校学習指導要領（平成27年3月27日文科科学省告示第60号による一部改正）

第3章 特別の教科 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の指導当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(4) 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。

(5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

※いずれの規定も中学校学習指導要領にも同様の規定あり。

\*6、7 小学校学習指導要領（平成27年3月27日文科科学省告示第60号による一部改正）

第3章 特別の教科 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

(2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。

ア 児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。

イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。

ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

※中学校学習指導要領にも同様の規定あり。

### ③道徳科の内容項目との関係の明示を求める規定について

- 教科書に掲載される各教材については、学習指導要領に示す道徳科の内容項目とどのように対応しているかが明確に分かることが求められる。その中でも、主な記述（読み物教材など）については、学校での指導上の観点から、教科書上、道徳科の内容項目との関係が明示されていることが必要である。
- このため、検定基準の道徳科の固有の条件として、教科書において、図書の主な記述と、道徳科の内容項目との関係を明示し、かつその関係は学習指導要領に照らして適切であることを求める規定を置くことが適当である。

### ④道徳科の教科書について留意すべき点について

- 教科書検定は、検定基準に基づき、①学習指導要領の内容等に照らして適切か（準拠性）、②取り上げる題材の選択・扱い等が公正か（公正性）、③客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして事実関係の記述が正確か（正確性）といった観点から、記述の欠陥を指摘することを基本として実施している。

- 道徳的価値に係ることについて、道徳科以外の他の教科と同様の意味での専門的・学術的な観点から検定意見を付すことは難しい面があるとの指摘もあるが、一方で、道徳教育に関する指導方法や教材等に関する研究については、これまでの蓄積があり、そうした専門的見地から検定意見を付すことができると考える。

先に述べた①準拠性や②公正性については、現行の検定基準の各教科共通の条件である「基本的条件」や「選択・扱い及び構成・排列」の観点の項目に照らして検定意見を付すことができるとともに、③正確性については、他の教科と同様に、道徳科の特性に応じて、現行の検定基準の各教科共通の条件である「正確性及び表記・表現」の観点の項目に照らして検定意見を付すことができると考える。

- 特に、「選択・扱い及び構成・排列」の観点について、道徳科の教科書についても、

①政治・宗教の扱いに関しては、検定基準 2－(4)及び(8)<sup>\*8</sup>、

②一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていないことなど、選択・扱いの公正に関しては、検定基準 2－(5)及び(6)<sup>\*9</sup>、

③特定の企業、個人、団体の扱いに関しては、検定基準 2－(7)及び(8)<sup>\*10</sup>

などの各項目に照らして申請図書の記述が適切かどうかを判断することが適当である。



- 教科書検定は、申請図書の個別具体の記述に対して、本審議会において専門的な調査審議を行い、検定基準等に照らして当該記述が教科書として適切かどうかを判断するものであるため、申請前の段階でどのような題材や記述なら検定意見が付されないか、又はどのような題材や記述なら検定意見を付すのかなどといったようなことを具体的に示すことは、教科書検定の趣旨になじまない。このため、例えば、同じ題材であっても、児童生徒の心身の発達段階や教材の取り上げ方によっては教科書の記述として適切かどうかの判断が異なる場合もあることに留意する必要がある。
- 道徳科の教科書は、グローバル化が進展する国際社会の中で生きていく児童生徒が国際理解や国際協調の視点から、多面的・多角的に考えることができる教材であることが求められる。教科書発行者においては、例えば、現代的な課題などにおいて、国際的な視野も含めて広く題材の選択等を行い、道徳科の教科書の著作・編集に当たることが望まれる。
- また、教科書発行者においては、①これまで民間の発行者から刊行されてきた副読本や教育委員会等が作成した地域教材、「私たちの道徳」など文部科学省（文部省）が作成した教材など様々な教材のよさを生かすこと、②例えば、家庭でも保護者が子供と一緒に活用できるなど、家庭や地域社会と連携した道徳教育にも資するものとなるよう、道徳科の教科書の著作・編集に当たることを期待する。

---

\*8、9、10 義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成21年3月4日文部科学省告示第33号）

第2章 各教科共通の条件

2 選択・扱い及び構成・排列

（政治・宗教の扱い）

(4) 政治や宗教の扱いは、教育基本法第14条（政治教育）及び第15条（宗教教育）の規定に照らして適切かつ公正であり、特定の政党や宗派又はその主義や信条に偏っていたり、それらを非難していたりするところはないこと。

（選択・扱いの公正）

(5) 話題や題材の選択及び扱いは、児童又は生徒が学習内容を理解する上に支障を生ずるおそれがないよう、特定の事項、事象、分野などに偏ることなく、全体として調和がとれていること。

(6) 図書の内容に、児童又は生徒が学習内容を理解する上に支障を生ずるおそれがないよう、特定の事柄を特別に強調し過ぎていたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。

（特定の企業、個人、団体の扱い）

(7) 図書の内容に、特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれのあるところはないこと。

(8) 図書の内容に、特定の個人、団体などについて、その活動に対する政治的又は宗教的な援助や助長となるおそれのあるところはなく、また、その権利や利益を侵害するおそれのあるところはないこと。

※高等学校教科用図書検定基準にも同様の規定あり。

## (2) 「特別の教科 道徳」の検定体制の充実方策について

- 本審議会には、検定審査のために、委員を置くほか、臨時委員、専門委員を置くことができるようになっている<sup>\*1</sup>。その中でも、専門委員は、教科書調査官が作成する本審議会の審査に必要な資料の参考とするため、申請図書について専門の事項を調査することになっており、必要に応じ、発令している<sup>\*2</sup>。
- 本審議会においては、専門的・学術的な調査審議を行うため、調査審議を担当する教科ごとに部会（第1部会～第10部会）が設置<sup>\*3</sup>されており、更に、部会によっては、各分野等に即した小委員会が必要に応じ設置されている。
- また、より専門的できめ細やかな審査（例えば、「高度な専門性を要する新たな記述の審査」、「学説が複数ある記述に意見を付す審査」など）を行う必要がある「特に慎重な判断を要する事項」については、各部会において必要に応じ、①関連する分野の専門委員を発令し、その調査結果を考慮して部会において調査審議を行うこと、②関連する分野の外部の専門家から、当該事項について文書又はヒアリング等により意見を聴取し、その意見を考慮して部会において調査審議を行うこととされている<sup>\*4, 5</sup>。
- 道徳科の教科書検定においては、学習指導要領の準拠性の確認などについて、よりきめ細かな調査が担保できるような検定体制を整えることが必要である。

---

\*1、2 教科用図書検定調査審議会令（昭和25年5月19日政令第140号）  
（組織）

第1条 教科用図書検定調査審議会（以下「審議会」という。）は、委員30人以内で組織する。  
2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。  
3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

教科用図書検定審査要項（平成13年1月15日教科用図書検定調査審議会決定）

第1 申請図書の審査（教科用図書検定規則（以下「規則」という。）第7条関係）

1 調査の方法

(1) 申請図書の調査は教科書調査官が行う。ただし、当該図書に関し、専門の事項を調査させるため専門委員が置かれている場合には、教科書調査官に加え専門委員が調査を行う。  
(2) 教科書調査官は、自らの調査結果に基づき、教科用図書検定調査審議会（以下「審議会」という。）の審査に必要な資料を作成する。ただし、(1)ただし書きの場合には、教科書調査官は、専門委員の調査を参考として、審議会の審査に必要な資料を作成するものとする。

\*3 教科用図書検定調査審議会の現況（平成27年度）

○総数241名（委員30名、臨時委員116名、専門委員95名）

○部会（調査審議を分担する教科等）

- ・第1部会…国語科
- ・第2部会…社会科、地理歴史科、公民科
- ・第3部会…算数科、数学科
- ・第4部会…理科
- ・第5部会…生活科
- ・第6部会…音楽科、図画工作科、美術科、芸術科
- ・第7部会…外国語科
- ・第8部会…体育科、保健体育科、看護科、福祉科
- ・第9部会…家庭科、技術・家庭科、情報科、農業科、工業科、商業科、水産科、看護科や福祉科の情報に関する種目
- ・第10部会…道徳科

- このため、学校における道德教育に精通した教員や指導主事等を専門委員として任命し、例えば一冊の教科書につき3名程度の者が調査に当たることができるようにすることが適当である。
- また、道德科の教科書の題材は、多岐多様にわたることが予想されることから、検定に当たっては、必要に応じ、道德科以外の教科の専門家からの意見を反映することが可能な検定体制を整える必要がある。
- このため、図書の内容に応じ、道德科以外の教科に関して専門的知見を有する者（道德科以外の教科を担当する部会の委員・臨時委員・専門委員その他の学識経験者等）の協力を得ることができるようになることが適当である。
- 具体的には、例えば、①道德科以外の他教科の部会の委員・臨時委員・専門委員が道德科の部会にも分属（道德科の検定審査と兼務）すること、②題材に応じ、道德科以外の他教科の部会の委員・臨時委員・専門委員が当該図書の関係部分の内容を確認すること、③本審議会の委員・臨時委員・専門委員ではないが、関連する分野について専門的知見を有する学識経験者等を必要に応じ、道德科の部会の臨時委員・専門委員として発令したり、外部の専門家として意見を聴取したりすることなどが考えられる。

---

\*4 教科用図書検定調査審議会令（昭和25年5月19日政令第140号）  
（雑則）

第8条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

\*5 申請図書における「特に慎重な判断を要する事項」についての審議の進め方について（平成21年4月9日教科用図書検定調査審議会決定）

教科用図書検定調査審議会令（昭和25年政令第140号）第8条の規定に基づき、「教科書の改善について（報告）」（平成20年12月25日教科用図書検定調査審議会）において提言された、申請図書における「特に慎重な判断を要する事項」についての審議の進め方に関し必要な事項を、次のように定める。

1. より専門的できめ細やかな審査（例えば、「高度な専門性を要する新たな記述の審査」、「学説が複数ある記述に意見を付す審査」など）を行う必要がある「特に慎重な判断を要する事項」については、検定申請された教科用図書の調査審議を行う部会において、審査する事項及び審査の方法を決定する。
2. 審査の方法は、以下の方法のいずれか、又は両方を行うこととし、当該調査審議を担当する部会において決定する。
  - ・関連する分野の専門委員を発令し、その調査結果を考慮して部会において調査審議を行う。
  - ・関連する分野の外部の専門家から、当該事項について文書又はヒアリング等により意見を聴取し、その意見を考慮して部会において調査審議を行う。
3. 教科用図書検定調査審議会運営規則（昭和31年11月30日教科用図書検定調査審議会決定）第8条第1項に基づき、部会の下に小委員会が置かれている場合には、当該調査審議を担当する小委員会において1及び2を決定するものとする。
4. 上記方針は、平成21年4月9日以降の会議から適用する。

## 2 その他の教科書検定に関する諸課題について

### (1) 義務教育用教科書の不合格図書年度の年度内再申請の見直し及び不合格となる欠陥箇所数の判定基準の見直しについて

- 検定審査不合格となった図書は、必要な修正を加えた上で再申請をすることが可能であり、義務教育用教科書については、不合格理由の通知等のあった日から70日以内に再申請（年度内再申請）が可能である<sup>\*1</sup>。一方で、高等学校用教科書については、検定審査不合格決定を行った年度の翌年度の6月1日～10日に再申請可能となっており、年度内再申請は認められていない<sup>\*2</sup>。
- 申請図書の合格又は不合格の判定方法については、審査手続の一層の簡素化・透明化を図る観点から、平成15年4月に、評点方式（減点方式で一定の点数を満たさない場合に不合格）から、より簡素で透明な、ページ当たりの検定意見箇所数（欠陥箇所数）の多寡等によって判定する方式に改められ、平成15年度の検定から適用されている。
- 具体的には、教科用図書検定審査要項（平成13年1月15日決定）に示されており、検定意見相当箇所数が一定の数を超えた場合（例えば、検定意見相当箇所数が申請図書100ページ当たりに換算して80箇所を超えるときなど）に不合格となる判定方法のほかに、教科書としての基本的な構成に重大な欠陥が見られる場合などに、不合格と判定する旨が定められている<sup>\*3</sup>。なお、検定意見相当箇所数の判定の際は、A5判の判型に換算したページ数が用いられる<sup>\*4</sup>。（例えば、B5判の場合は1.5、A4判の場合は2を申請図書のページ数に乗じて得た数がA5判に換算したページ数になる。）

\*1、2 教科用図書検定規則（平成元年4月4日文部省令第20号）

（不合格図書の再申請）

第12条 申請図書又は修正が行われた申請図書について、第7条又は第10条第2項若しくは第3項の検定審査不合格の決定の通知を受けた者は、その図書に必要な修正を加えた上、文部科学大臣が別に定める期間内に再申請することができる。

教科用図書検定規則実施細則（平成元年10月17日文部大臣裁定）

第2 申請図書の審査手続

5 不合格図書の再申請の期間（規則第12条関係）

(1) 小学校用及び中学校用教科書の場合

規則第8条第1項の不合格理由の事前通知又は規則第10条第2項若しくは第3項の検定審査不合格の通知のあった日の翌日から起算して、70日以内の期間とする。

(2) 高等学校用教科書の場合

検定審査不合格の決定を行った年度の翌年度の6月1日から6月10日までの期間とする。

\*3 教科用図書検定審査要項（平成13年1月15日教科用図書検定調査審議会決定）

第1 申請図書の審査（教科用図書検定規則（以下「規則」という。）第7条関係）

3 合格又は不合格の判定方法

(2) 次の①から③までのいずれかに該当する申請図書は、不合格と判定する。なお、①及び②の場合、申請図書のページ数は、規則第13条により算定したページ数を用いる。

① 検定意見相当箇所数（検定意見書において番号を付している意見をそれぞれ1と数える。）が申請図書100ページ当たりに換算して80を超えるとき

② 検定基準の各観点別の検定意見相当箇所数に申請図書100ページ当たりに換算して65を超えるものがあるとき

③ 教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標等に照らして、教科用図書としての基本的な構成に重大な欠陥が見られるものや、1単元や1章全体にわたる極めて重大な欠陥が見られ、適切な修正を施すことが困難と判断されるもの

- 義務教育用教科書の不合格図書は、不合格理由の通知後、70日以内に再申請可能だが、その場合、発行者における欠陥箇所の修正期間の確保や再提出後の本審議会での審議に過重な負担がかかるという課題がある。
- 児童生徒にとって、より適切な教科書を提供するため、義務教育用教科書で不合格になった図書のうち、「教科用図書としての基本的な構成に重大な欠陥が見られるものや、1単元や1章全体にわたる極めて重大な欠陥が見られ、適切な修正を施すことが困難と判断されるもの」を不合格理由とするものや、「欠陥箇所数が著しく多いもの」については、図書の修正に十分な時間的余裕と本審議会での審議に十分必要な時間を確保するため、年度内再申請（不合格理由の通知後、70日以内の再申請）は認めず、高等学校の不合格図書の場合と同様、翌年度に再申請可能とすることが適当である。あわせて「修正表の審査の結果、不合格となったもの」や「教科書発行者からの修正表の不提出により不合格となったもの」についても同様に、年度内再申請は認めず、翌年度に再申請可能とすることが適当である。
- また、上記のような見直しを行った場合、義務教育用教科書の採択は、原則として4年間、同一のものを採択する必要があることから、教科書発行者の過度な不利益を回避するため、翌年度に再申請を行い合格した図書については、都道府県教育委員会が調査研究を行い、市町村教育委員会等が必要に応じて採択替えを行うことができるようにすることが適当である<sup>\*5</sup>。

\*4 教科用図書検定規則（平成元年4月4日文部省令第20号）

（検定審査料）

第13条 検定の審査料は、申請図書につき文部科学大臣が別に定めるところにより算定したページ数を、（中略）に乗じて得た額とする。（以下略）

教科用図書検定規則実施細則（平成元年10月17日文部大臣裁定）

第1 検定の申請

1 「検定審査申請書」の提出（教科用図書検定規則（平成元年文部省令第20号。以下「規則」という。）第5条第1項関係）

(2) 記入上の留意事項

② 「全体のページ数」欄には、申請図書の総ページ数を次により算定して記入する。

ア (略)

イ 日本工業規格A列5番以外の判型の申請図書については、当該図書の1ページの面積をA列5番の面積で除した数（ただし、B列5番の申請図書については、1.5、A列4番の申請図書については、2とする。）を当該図書の総ページ数に乗じて得た数（小数第一位で端数切上げ）を、（ ）内に記入する。

2 (略)

3 検定審査料算定の基礎となるページ数（規則第13条関係）

「検定審査申請書」の「全体のページ数」の欄に記入したページ数とする。ただし、日本工業規格A列5番以外の判型の申請図書については（ ）内に記入したページ数とする。

\*5 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年2月14日文部省令第2号）

（同一教科用図書の採択の特例）

第6条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間についての令第15条第2項の規定により文部科学省令で定める場合は、教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合及び次の各号に掲げる場合とし、同条第3項の規定により文部科学省令で定める期間は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 採択した教科用図書の発行が行われなくなった場合（教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。）発行が行われないこととなった教科用図書を採択していた期間

二 採択地区が設定又は変更された場合 採択地区の設定又は変更前に当該地域において採択されていた教科用図書の採択されていた期間

三 採択地区内において市（特別区を含む。以下同じ。）町村並びに義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。以下この号において同じ。）及び法第13条第3項に規定する学校が設置された場合 市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校の設置前に当該市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校が設置された地域の属する採択地区内において採択されていた教科用図書の採択されていた期間

- 現在、合否の判定の水準は、教科書の判型に連動している（A5判を基準に判型が大きくなるほど、許容される検定意見相当箇所数が増える。）が、近年、図書の判型が拡大される傾向が見られる<sup>\*6</sup>中で、判定方法の制定時（平成15年4月）に想定していた水準が実質的に下がっているとも考えられることから、合否の判定方法を見直す必要がある。なお、実態としても、教科書の判型の大きさに比例して、ページ当たりの情報量（文字数等）が多くなっているというわけでもない。
- さらに、審査手続の一層の簡素化・透明化を図る観点から、平成15年4月に、箇所数方式による判定に変更されたが、A5判に換算したページ数を用いているため、A5判以外の判型の場合には、必ずしも簡素で透明な判定方式になっているとは言えない面がある。
- このため、合否の判定方法について、教科書として必要とされる水準を確保しつつ、特定の判型に換算したページ数ではなく、実際の申請図書のページ数を用いて判定するという一層簡素で透明な方法で合否の判定を行う方向で見直すことが適当である。その際、合否の判定の基準となる検定意見相当箇所数については、教科を担当する部会（第1～第10部会）に分属する委員の意見を聞いた上で、本年度末までに結論を得ることが適当である。
- なお、高等学校用教科書については、既に本年度から平成29年度まで現行の学習指導要領（平成21年告示）に基づいて編集された図書の2巡目の検定が行われている（平成29年度検定で不合格図書が出た場合、平成30年度に再申請図書の検定が行われる可能性がある）ため、平成31年度以降の検定から新しい合否の判定方法を適用することが適当である。

\*6 教科書の判型の変遷について

【小学校】

判型	平成14年度供給本 (平成12年度検定)	平成28年度使用予定本 (平成25年度検定)
A5	15.7%	0.4%
B5	84.3%	43.9%
B5超	0.0%	55.7%

【中学校】

判型	平成14年度供給本 (平成12年度検定)	平成28年度使用予定本 (平成26年度検定)
A5	23.0%	0.0%
B5	77.0%	58.9%
B5超	0.0%	41.1%

【高等学校（普通教科・共通教科）】

判型	平成17年度供給本 (平成13～15年度検定)	平成28年度使用予定本 (平成22～26年度検定)
A5	46.4%	44.0%
B5	39.5%	31.0%
B5超	14.1%	25.0%

【高等学校（専門教科）】

判型	平成17年度供給本 (平成13～15年度検定)	平成28年度使用予定本 (平成23～25年度検定)
A5	12.5%	7.4%
B5	85.0%	91.2%
B5超	2.5%	1.4%

※「判型」欄の「B5超」には、B5変型、AB判、A4判、A4変型、B4変型が含まれる。

## (2) 最新の状況に対応した検定申請の改善について

- 図書の著作者又は発行者（以下「発行者」という。）は、各年度において申請可能な種目の図書を、定められた期間内に検定申請することが可能である<sup>\*1</sup>。一方で、検定申請を行うかどうかは発行者の判断によるため、たとえ検定基準や学習指導要領の改正があっても、新しい基準に基づいた図書を必ず検定申請しなければならない制度にはなっていない。
- また、採択のために必要な教科書目録に登載される書目については、「文部科学大臣の検定を経たもの」であれば登載可能なため、発行者は新しい検定基準や学習指導要領に基づいた図書でなくでも、一旦検定合格した図書であれば、その図書を届け出ることが可能であり、教科書目録に登載される<sup>\*2</sup>。
- このように、現在の制度では、検定基準や学習指導要領の改正があった場合でも、発行者は新たな検定申請を行わずに、従来の教科書を供給することが可能になっているという課題がある。
- このため、検定基準や学習指導要領の改正があった場合には、軽微な改正は別として、基本的に発行者は新しい検定基準や学習指導要領に基づいた検定申請を行うべきことを新たに規定することが適当である。

---

### \*1 教科用図書検定規則（平成元年4月4日文部省令第20号）

（検定の申請）

第4条 図書の著作者又は発行者は、その図書の検定を文部科学大臣に申請することができる。

2 前項の申請を行うことができる図書の種目並びに各年度において申請を行うことができる図書の種目及び期間は、文部科学大臣が官報で告示する。

### \*2 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年7月10日法律第132号）

第2条 この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。

2 （略）

第4条 発行者は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部科学大臣に届け出なければならない。

第6条 文部科学大臣は、第4条の届出に基き目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第18条第1項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）を作成し、都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。

2～3 （略）

### 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年12月21日法律第182号）

（教科用図書の採択）

第13条 （略）

2～5 （略）

6 第1項から第3項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号。以下「臨時措置法」という。）第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、この限りでない。

### 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年8月13日文部省令第15号）

第2条 法第4条の文部科学大臣の指示する時期については、これを告示する。

### 教科書の書目の届出の時期を指示する件（昭和55年3月1日文部省告示第24号）

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年文部省令第15号）第2条の規定に基づき、教科書発行者が発行しようとする教科書の書目の届出の時期を次のとおり指示する。

教科書の書目の届出の時期 発行しようとする教科書が採択されることとなる年度の4月1日から同月10日まで

- また、発行者に対して教科書目録に登載するための書目の提出を求める際に、旧基準に基づいた教科書が必要である場合（例えば、高等学校では、新しい入学者から学年進行で新しい学習指導要領が順次実施されるのが通例であるため、従前の学習指導要領が実施されている在学生向けに従前の学習指導要領に基づく教科書が必要となる場合など）を除き、新しい基準に基づいた教科書の書目の提出が確実に行われるよう改善を図ることが適当である。
- なお、これらの見直しについては、発行者への周知期間等が必要であることから、平成28年度以降に、検定基準や学習指導要領の改正があったときから適用することが適当である。



### (3) その他関連する制度等の改善方策について

#### ①検定済図書の訂正申請と検定基準との関係について

- 教科書検定の検定審査の基準は、教科用図書検定規則第3条の規定に基づき、文部科学大臣が別に公示する教科用図書検定基準（「義務教育用諸学校教科用図書検定基準」、「高等学校教科用図書検定基準」）の定めるところによるとされている<sup>\*1</sup>。
- 検定合格済図書の記述の訂正については、教科用図書検定規則第14条の規定に基づく要件に該当する場合は、訂正申請の承認又は訂正の届出により、記述の修正がなされるが、訂正申請の承認の際の基準は特に定められていない<sup>\*2</sup>。
- また、訂正申請は検定合格決定後の見本を作成する段階においても多数の申請が行われているが、現在の制度では、検定合格済図書の訂正申請と検定基準との関係は明確ではなく、検定基準に沿った訂正申請がなされることが必ずしも担保されていないという課題がある。
- このため、訂正申請の承認に当たっても、検定審査の基準である検定基準を準用する旨の規定を置くことが適当である。
- なお、検定合格決定後、見本の提出までの期間（42日間。検定意見が全く付されずに検定合格した図書は84日間）に多数の訂正申請が集中的になされた場合、個々の訂正申請の調査期間が十分確保できないおそれがあることから、検定合格決定後、見本の提出までの期間における訂正申請については、その承認審査のための期間が十分確保されるよう発行者の協力を求めていくことが適当である。

---

\*1、2 教科用図書検定規則（平成元年4月4日文部省令第20号）

（検定の基準）

第3条 教科用図書（以下「図書」という。）の検定の基準は、文部科学大臣が別に公示する教科用図書検定基準の定めるところによる。

（検定済図書の訂正）

第14条 検定を経た図書について、誤記、誤植、脱字若しくは誤った事実の記載又は客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなった事実の記載があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行わなければならない。

2 検定を経た図書について、前項に規定する記載を除くほか、学習を進める上に支障となる記載、更新を行うことが適切な事実の記載若しくは統計資料の記載又は変更を行うことが適切な体裁があることを発見したときは、発行者は、文部科学大臣の承認を受け、必要な訂正を行うことができる。

3 第1項に規定する記載の訂正が、客観的に明白な誤記、誤植若しくは脱字に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲のものであるとき、又は前項に規定する記載の訂正が、同一性をもった資料により統計資料の記載の更新を行うもの若しくは体裁の変更に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲のものであるときは、発行者は、前2項の規定にかかわらず、文部科学大臣が別に定める日までにあらかじめ文部科学大臣へ届け出ることにより訂正を行うことができる。

4 （略）

## ②検定審査中及び訂正申請承認審査中などの適切な情報管理について

- 現在、検定審査中においては、文部科学省、発行者とも、当該申請図書の審査が終了するまで、当該申請図書、検定関係資料及び検定関係情報を外部の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならないこととされている<sup>\*1</sup>。また、訂正申請中の承認審査中など（訂正届出における訂正を行おうとする日までの期間を含む。以下、同じ。）においても、検定審査中の適切な情報管理を求める規定が準用されている<sup>\*2</sup>。
- また、申請者側の不適切な情報管理により、申請図書等の情報が検定審査終了前に流出し、その結果、正常な状況で会議が開催できないなど、調査審議に支障があると認めた場合には、調査審議の一時停止その他講ずべき必要な措置をとることができる<sup>\*3</sup>。
- 上記の措置によって、平成26年度検定で調査審議の一時停止措置を適用したケースが初めて生じたが、今後とも、検定審査中及び訂正申請承認中などの図書については、静ひつな環境の下で検定審査が実施できるようにするため、当該図書に関する適切な情報管理を更に徹底する必要がある。
- このため、申請図書、検定関係資料及び検定関係情報の管理については、個別の申請図書の審査終了時までではなく、当該年度の検定に係る全ての図書の検定審査が終了（文部科学省が検定結果を公表）するまでは、当該申請図書、検定関係資料及び検定関係情報が外部の者の知るところとならないようにすることを規定上明確化することが適当である。

---

\*1、2 教科用図書検定規則実施細則（平成元年10月17日文部大臣裁定）

第5 申請図書等の公開（規則第18条関係）

(3) 申請図書等の適切な情報管理

① 文部科学省は、申請図書の検定審査が終了するまでは、②に掲げるもののほか、当該申請図書に係る調査意見を記載した資料その他の当該申請図書の審査に関する資料及び当該申請図書に関する審査について、その内容が外部の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない。

② 申請者は、申請図書の検定審査が終了するまでは、当該申請図書並びに当該申請図書の審査に関し文部科学大臣に提出した文書及び文部科学大臣から通知された文書について、その内容が当該申請者以外の者の知るところとならないよう、適切に管理しなければならない。

③ ①及び②の扱いについては、規則第14条に基づく検定済図書の訂正についても同様とする。

\*3 教科用図書検定調査審議会運営規則（昭和31年11月30日教科用図書検定調査審議会決定）

（議事）

第3条（略）

2（略）

3 会長は、調査審議に支障があると認めるときは、調査審議の一時停止その他必要な措置を講ずることができる。

（※平成15年4月8日一部改正により追加）

教科用図書検定調査審議会運営規則第3条第3項（調査審議の一時停止その他必要な措置）について（平成21年4月9日教科用図書検定調査審議会決定）

会長は、教科用図書検定調査審議会運営規則（昭和31年11月30日教科用図書検定調査審議会決定）第3条第3項に基づき、調査審議の一時停止その他必要な措置を講じようとするときは、以下に定める手続により行うものとする。

1. 申請図書の調査審議を担当する部会は、申請者側の不適切な情報管理により、申請図書等の情報が検定審査終了前に流出し、その結果、正常な状況で会議が開催できないなど、調査審議に支障があると認めた場合には、調査審議の一時停止その他講ずべき必要な措置の内容を決定することができる。
2. 上記の決定が行われた場合、会長はその決定に基づき、調査審議の一時停止その他必要な措置を講ずるものとする。
3. 教科用図書検定調査審議会運営規則第8条第1項に基づき、部会の下に小委員会が置かれている場合には、当該調査審議を担当する小委員会において1の決定を行うものとする。
4. 上記方針は、平成21年4月9日以降の会議から適用する。

- また、訂正申請承認審査中などの図書に関する適切な情報管理の徹底についても、検定審査中の情報管理規定を単に準用するのではなく、訂正申請承認審査中の取扱いを別に規定することが適当である。
- これらの措置によっても、万が一、申請者側の不適切な情報管理により、申請図書等の情報が審査終了前に流出した場合には、その事案の概要（発行者名を含む。）を文部科学省ホームページにおいて公表することが適当である。
- なお、本審議会における調査審議の一時停止その他講ずべき措置については定めがあるが、文部科学省における検定手続（検定意見通知など）の面では、本審議会の調査審議の一時停止等の措置に対応する定めはないため、本審議会における措置と整合性を図り、文部科学省における検定手続の一時停止等の措置を講ずることができることを規定上明確化することが適当である。

### ③教科書記述の正確性の更なる向上について

- 「客観的に明白な誤記、誤植、脱字があった箇所」（検定基準3-(2)<sup>\*1</sup>）については、平成21年度検定から、「客観的に明白な誤記、誤植、脱字があった箇所」数の一覧表を文部科学省で作成し、検定結果の公開事業（平成27年度は全国7会場で実施）において公開している<sup>\*2</sup>。
- また、平成25年の本審議会の「審議のまとめ」に基づき、平成26年度検定から、①本審議会の「議事概要」に、当該図書の申請者名や検定意見相当箇所数を明記したり、②従来、検定結果の公開事業のみで公開していた「検定意見書」の全てを文部科学省ホームページにおいて公表したりしている<sup>\*3</sup>。
- このような取組により、発行者が主体的に教科書記述の正確性の向上を図ることを促してきたが、欠陥箇所数が著しく多く不合格となった図書が出るなど、申請段階の図書の記述の正確性については、いまだ必ずしも十分ではないことから、教科書記述の正確性の更なる向上のため、取組を進めていくことが必要である。
- このため、2(1)でも述べたが、義務教育用教科書で不合格になった図書のうち、「欠陥箇所数が著しく多いもの」については、図書の修正に十分な時間的余裕などを確保するため、年度内再申請（不合格理由の通知後、70日以内の再申請）は認めず、高等学校の不合格図書の場合と同様、翌年度に再申請可能とすることが適当である。
- さらに、現在、検定結果の公表後作成されている「客観的に明白な誤記、誤植、脱字があった箇所」数の一覧表については、検定結果の公開事業では公開

---

\*1 義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成21年3月4日文部科学省告示第33号）

第2章 各教科共通の条件

3 正確性及び表記・表現

(2) 図書の内容に、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字がないこと。

※高等学校教科用図書検定基準にも同様の規定あり。

\*2 教科書の改善について（報告）（平成20年12月25日教科用図書検定調査審議会）

II 教科書改善の具体的方策

1 教科用図書検定基準等の改善

(4) 教科書記述の正確性の確保－基本的な方向性4－

【見直しの内容】

（客観的に明白な誤記・誤植等に関する基準の区分及び当該誤記・誤植等の数の公表）

◇ 現行の検定基準における正確性に関する規定について、客観的に明白な誤記・誤植等を区分して規定するよう見直すとともに、当該誤記・誤植等については、審議会での審議において、他の不正確な内容等に係る審議と分けて審議を行い、専門的な審議が十分に確保できるよう検定手続きを見直す。また、客観的に明白な誤記・誤植等と判断された箇所数を検定手続き終了後、公表する。

\*3 教科書検定の改善について（審議のまとめ）（平成25年12月20日教科用図書検定調査審議会）

3 検定手続の透明化について

○ 審議会の部会及び小委員会の議事概要については、静ひつな環境の下での専門的かつ中立な審議を確保することに引き続き留意しつつ、その内容を国民にとってより分かりやすいものにし、透明性の一層の向上を図る観点から、例えば、これまで受理番号のみであった申請図書の識別に申請者名や検定意見の箇所数を付記することとしたり、審議会での議事のうち特に記すべき事項があれば記載することとしたりすることなど、より具体的に作成するよう運用を改善することが適当である。

○ また、国民一般にとって透明性の一層の向上を図る観点から、全ての検定意見書等について文部科学省ホームページにも掲載することなど公開方法の改善を図り、あわせて、検定意見の趣旨がより分かりやすいものとなるよう、検定意見書の記述内容の具体化を図るなどの改善を行うことが適当である。

されているが、文部科学省ホームページでの公表は行っておらず、また、同表には申請者名は記載されていない。

- このため、「客観的に明白な誤記、誤植、脱字があった箇所」数の一覧表について、申請者名を記載した上で、検定結果の公開事業に加え、文部科学省ホームページでも公表することにより、教科書記述の正確性を一層高めていくことが適当である。
- なお、平成26年度検定から、検定意見箇所数を議事概要に掲載しているが、議事概要は各会議ごとに作成するため、一覧性がなく、また、検定意見の総数のみで、検定基準の各観点ごと（「基本的条件」、「選択・扱い及び構成・排列」、「正確性及び表記・表現」の3つの観点）の検定意見箇所数は議事概要からも明確でないという課題がある。
- このため、検定審査終了後、全図書の検定意見箇所数を掲載した一覧表（検定意見箇所数の合計、各観点ごとの箇所数、申請者名等）を作成し、文部科学省ホームページにおいて公表することが適当である。

#### ④検定手続関係書類の見直しについて

- 検定手続関係書類（検定審査申請書など申請者が提出する文書、検定意見書など文部科学省が申請者に通知する文書など）の様式は、現在、各種の規程等（省令、大臣裁定、審議会決定、通知）にまたがって定められている<sup>\*1</sup>。
- 検定関係書類の様式を定める規程等が多岐にわたっており、申請者にとって分かりにくい状況になっており、また、様式の変更の必要性が生じた際に柔軟に対応しにくいという課題がある。
- このため、検定関係書類の様式を定める規程をいずれかの規程に一本化するとともに、提出の必要性が少なくなった書類の廃止、様式の記載事項や表記の見直しなど、従来の様式全体にわたって必要な見直しや修正を行うことが適当である。

---

\*1 検定手続関係書類の根拠規程等（様式を文部科学省で定めているもの）

○教科用図書検定規則（平成元年4月4日文部省令第20号）

・検定審査申請書、不合格となるべき理由に対する反論書、検定意見に対する意見申立書、修正表提出届（修正表を含む。）、検定済図書の訂正申請書、検定済図書の訂正届出書、見本提出届

○教科用図書検定規則実施細則（平成元年10月17日文部大臣裁定）

・著作編修関係者名簿、校正体制等報告書、検定意見書、検定審査不合格となるべき理由書、反論認否書、申し立てられた意見の認否書、検定審査不合格理由書、編修趣意書（教育基本法との対照表）、編修趣意書（学習指導要領との対照表、相当授業時数表）、編修趣意書（発展的な学習内容の記述）、学年別使用漢字一覧表（国語）、学年別使用漢字一覧表、出典一覧表

○教科用図書検定審査要項（平成13年1月15日教科用図書検定調査審議会決定）

・調査意見書

○教科書検定の公開について（平成22年1月15日21初教科第25号・教科書課長通知）

・申請図書等公開同意書

## おわりに

- この報告においては、(1)「特別の教科 道徳」の教科書の検定基準等について、(2) その他の教科書検定の諸課題について、の2つの事項について、具体的な改正・改善事項の内容やそれに関する留意点などを取りまとめた。

文部科学省においては、本報告を踏まえて、検定基準や検定規則等を可能な限り速やかに改正するなどし、運用することを望みたい。その際、平成28年度に予定している小学校の道徳科の教科書検定の実施までの期間に、今回の報告の趣旨等が教科書発行者等によく理解されるよう、周知に努め、丁寧な対応を心がけるよう求めたい。

- 教科書発行者においては、本報告や本報告に基づく検定基準等の改正を踏まえ、学習指導要領に示された道徳科の趣旨を具体化した教科書の著作・編集に当たっていただきたい。その際、教科書が民間の発行者の責任において発行される図書であるとともに、児童生徒が使用する主たる教材であることから、教科書記述の正確性の更なる向上に意を用いて教科書の著作・編集に当たることを望みたい。

- 教科書検定制度は、民間の発行者の創意工夫による多様な教科書の発行を期待するとともに、国民の教育を受ける権利を実質的に保障する観点から、①全国的な教育水準の維持向上、②教育の機会均等の保障、③適正な教育内容の維持、④教育の中立性の確保といった要請にこたえるため実施しているものである。本審議会においても、こうした要請にこたえ、教科書検定に対する国民の信頼を高めるため、今回の報告に基づく検定基準等の改正や学習指導要領等を踏まえ、今後とも、専門的な調査審議を徹底して行い、公正な検定審査を行っていくこととする。

# 関 連 資 料

教科用図書検定調査審議会委員名簿 .....	21
教科用図書検定調査審議会委員名簿（総括部会、第10部会） .....	22
「特別の教科 道徳」の教科書検定について（審議要請） .....	23
教科用図書検定調査審議会への審議要請理由説明 .....	25
「特別の教科 道徳」の教科書検定について（報告）〔概要〕 .....	27

教科用図書検定調査審議会委員名簿

平成27年5月19日現在

荒木 教夫	白鷗大学教授
魚住 孝至	放送大学教授
鵜沢 文子	東京女子体育大学准教授
岡崎 浩子	千葉県立中央博物館主席研究員
小柳 和子	元情報セキュリティ大学院大学教授
金井 幸雄	筑波大学名誉教授
久保 幸年	公認会計士
河野 康子	法政大学教授
齋藤 典彦	東京藝術大学教授
榊原 博子	清泉女子大学教授
島谷 弘幸	九州国立博物館長
清水 順子	学習院大学教授
杉山 武彦	一般財団法人運輸政策研究機構副会長・運輸政策研究所所長（会長）
鈴木 佑司	法政大学特任教授
高橋 久志	上智大学名誉教授
高山 晴子	城西大学准教授
田崎 博之	筑波大学准教授
田中 ゆかり	日本大学教授
谷田 増幸	兵庫教育大学大学院教授
太郎良 博	プライアス基盤教育研究所長
寺島 恒世	国文学研究資料館教授
照屋 正樹	東京藝術大学教授
友国 雅章	国立科学博物館名誉研究員
中森 千佳子	金城学院大学教授
西方 正司	東京電機大学教授
日野 正輝	東北大学大学院教授
藤崎 宏子	お茶の水女子大学大学院教授
本間 生夫	東京有明医療大学副学長
南 不二雄	東京工業大学名誉教授
吉江 由美子	東洋大学教授

(50音順 敬称略)



教科用図書検定調査審議会委員名簿  
(総括部会、第10部会)

平成27年6月22日現在

<総括部会>

◎杉山 武彦	一般財団法人運輸政策研究機構副会長・ 運輸政策研究所所長
魚住 孝至	放送大学教授
榊原 博子	清泉女子大学教授
島谷 弘幸	九州国立博物館長
鈴木 佑司	法政大学特任教授
田崎 博之	筑波大学准教授
谷田 増幸	兵庫教育大学大学院教授
太郎良 博	プライアス基盤教育研究所長
寺島 恒世	国文学研究資料館教授
中森 千佳子	金城学院大学教授
本間 生夫	東京有明医療大学副学長

<第10部会>

木下 美紀	福岡県福津市立上西郷小学校主幹教諭
氣多 雅子	京都大学大学院教授
小林 万里子	福岡教育大学准教授
齋藤 直子	宇都宮海星女子学院中学校・高等学校長
関根 明伸	国土舘大学准教授
○谷田 増幸	兵庫教育大学大学院教授
徳満 哲夫	東京都渋谷区立神南小学校長
早川 裕隆	上越教育大学大学院教授

◎…総括部会長、合同会議議長      ○…第10部会長

(五十音順、敬称略)

「特別の教科 道徳」の教科書検定について  
(審議要請)

「特別の教科 道徳」の教科書検定の実施に関し、次の2点  
について、教科用図書検定調査審議会に対し審議要請。

- (1) 「特別の教科 道徳」の教科書の検定基準等について
  
- (2) その他の教科書検定に関する諸課題について

## 1. 趣旨

平成27年3月に、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が改訂され、平成30年度から「特別の教科 道徳」が順次実施されることとなった。「特別の教科 道徳」については、教科の特質を踏まえ、教材として具備すべき要件に留意しつつ、民間発行者の創意工夫を生かすとともに、バランスのとれた多様な教科書を認めるという基本的観点に立って、検定教科書を導入することが適当であると中央教育審議会で示されたところである。

このような趣旨を踏まえ、検定審査の基準となる教科用図書検定基準について、「特別の教科 道徳」の教科書検定に当たって必要な具体的基準及びその基準に基づく検定体制の充実方策について検討を行う。

また、「特別の教科 道徳」の教科書検定の実施にも関連する、その他の教科書検定に関する諸課題についても改善が必要な点について併せて検討を行う。

## 2. 検討事項

### (1) 「特別の教科 道徳」の教科書の検定基準等について

- ・「特別の教科 道徳」の教科書検定に当たり、新たに規定する必要がある検定基準
- ・「特別の教科 道徳」の検定体制の充実方策

### (2) その他の教科書検定に関する諸課題について

- ・義務教育用教科書の不合格図書の年度内再申請の見直し
- ・最新の状況に対応した検定申請の改善
- ・その他関連する制度等の改善方策

平成27年5月19日

### 教科用図書検定調査審議会への審議要請理由説明

○ 教科書は、児童生徒の教育にとって極めて重要な役割を果たしている主たる教材であり、これまでも、児童生徒により良い教科書が提供されるよう、随時、教科書検定をはじめとする教科書制度やその運用の改善を図ってきたところです。

○ 直近の例では、一昨年（平成25年）11月に、文部科学大臣から本審議会に対しまして、教科書検定制度の改善について審議要請を行い、同年12月には本審議会において、検定申請時の提出書類の改善、教科用図書検定基準等の改正、検定手続の透明化について提言をお取りまとめいただきました。

この提言に基づき、文部科学省においては、昨年（平成26年）1月に、教科用図書検定基準を改正するなど所要の制度改正等を行いました。本審議会での御提言を踏まえた検定制度や運用の改善は、いずれも昨年度（平成26年度）の中学校用教科書の検定から適用されております。

本審議会委員の皆様の御尽力に対し、この場をお借りして御礼申し上げます。

○ 今回、本審議会においては、「特別の教科 道徳」（道徳科）の教科書検定の実施のために検討が必要な事項を中心に御審議をお願いします。

「特別の教科 道徳」については、一昨年2月の教育再生実行会議第一次提言や同年12月の道徳教育の充実に関する懇談会報告を踏まえ、昨年10月に中央教育審議会において答申が取りまとめられました。この答申では、「道徳教育の充実を図るためには、充実した教材が不可欠であり、「特別の教科 道徳」（仮称）の特性を踏まえ、教材として具備すべき要件に留意しつつ、民間発行者の創意工夫を生かすとともに、バランスのとれた多様な教科書を認めるという基本的な観点に立ち、中心となる教材として、検定教科書を導入することが適当である」と提言されました。文部科学省では、この中央教育審議会答申を踏まえ、本年（平成27年）3月に、学校教育法施行規則並びに小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領等の一部改正を行い、道徳の時間を「特別の教科 道徳」として新たに位置付け、平成30年度から小学校及び特別支援学校の小学部で、平成31年度から中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部で順次実施されることとなっております。

このような状況を踏まえ、本審議会においては、①「特別の教科 道徳」の教科書の検定基準等について、②その他の教科書検定に関する諸課題について、の2点について御審議をお願いします。

○ 第一に、「特別の教科 道徳」の教科書の検定基準等についてですが、これは「特別の教科 道徳」の教科書検定に当たり、新たに規定する必要がある検定基準について御検討をお願いするものです。具体的には、現在の検定基準に規定されている全教科共通の条件に加えて、「特別の教科 道徳」の趣旨を具現化した教科書が作成されるようにするためには、検定基準にどのような規定を置くことが必要かといった観点から御審議願います。

また、検定基準の検討と併せて、「特別の教科 道徳」の教科書検定に当たり、学習指導要領への準拠性をより高めるための検定体制の充実方策についても御審議願います。

○ 第二に、その他の教科書検定に関する諸課題についてですが、これは「特別の教科 道徳」の教科書検定はもとより全教科の教科書検定に関わる諸課題について御検討をお願いするものです。具体的には、①教科書の質を担保するため、義務教育用教科書の不合格図書の年度内再申請の見直し、②検定基準の改正や学習指導要領の改訂などの最新の状況に対応した検定申請の改善、③その他関連する制度等の改善方策について御審議願います。

○ 最後に、今後のスケジュールに関してですが、道徳科の教科書検定については、来年度（平成28年度）に小学校道徳科、再来年度（平成29年度）に中学校道徳科の教科書の検定を実施することとしております。

このため、文部科学省としては、本審議会からの御提言を基に、本年夏頃を目途に検定基準の改正など必要な制度改正を行い、教科書発行者への周知に努めたいと考えております。

については、本年7月中を目途に本審議会の審議の報告を取りまとめていただきますようお願いいたします。

## 「特別の教科 道徳」の教科書検定について（報告）〔概要〕

### 1 具体の改善方策（一部を除き、平成28年度の小学校道徳科の教科書検定から実施）

#### (1)「特別の教科 道徳」の教科書検定基準等について

- 検定基準に道徳科の固有の条件として、以下の項目を新設する。
  - ① 学習指導要領において示されている題材・活動等について教科書上対応することを求める規定について
    - ・「内容の取扱い」に示す題材（生命の尊厳、社会参画(中・高)、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等現代的な課題）は全て教材として取り上げていることを求める。
    - ・「内容の取扱い」に示す「言語活動」「問題解決的な学習」「道徳的行為に関する体験的な学習」について教科書上適切な配慮がされていることを求める。
  - ② 学習指導要領における教材の配慮事項を踏まえた規定について
    - ・「内容の取扱い」に照らして、i) 適切な教材を取り上げていること、ii) 教材の取り上げ方として不適切なところはないこと、特に多様な見方や考え方ができる事柄を取り上げる場合には、その取り上げ方について特定の見方や考え方に偏った取扱いはされておらず公正であるとともに、児童生徒の心身の発達段階に即し、多面的・多角的に考えられるよう適切な配慮がされていることを求める。
  - ③ 道徳科の内容項目との関係の明示を求める規定について
    - ・図書の主な記述と、道徳科の内容項目との関係を明示し、かつその関係は学習指導要領に照らして適切であることを求める。
- 上記のほか、道徳科の教科書について留意すべき点として、例えば、国際理解や国際協調の観点から、多面的・多角的に考えることができる教材であること、民間発行の副読本、教育委員会等作成の地域教材、「私たちの道徳」等の文部科学省（文部省）作成の教材等の様々な教材のよさを生かすこと、家庭や地域社会と連携した道徳教育にも資するものとなることなどを示す。
- 道徳科の検定体制の充実方策として、以下のような方策を講じる。
  - ① 学校における道徳教育に精通した教員や指導主事等を専門委員として任命し、例えば一冊の教科書につき3名程度の者が調査に当たることができるようにすること。
  - ② 図書の内容に応じ、道徳科以外の教科に関して専門的知見を有する者（道徳科以外の教科を担当する部会の委員・臨時委員・専門委員その他の学識経験者等）の協力を得ることができるようにすること。

## (2) その他の教科書検定に関する諸課題について

- 義務教育用教科書の不合格図書について、「図書の基本的構成に重大な欠陥」「欠陥箇所数が著しく多い」等の図書は翌年度再申請とするよう規定を見直す。その際、可否の判定基準（不合格となる欠陥箇所数）も見直す。併せて再申請図書が合格した場合、採択替えができるよう規定を見直す。
- 検定基準や学習指導要領の改正があった場合、発行者は新しい基準に基づいた教科書を検定申請すべきことを規定上明確化する。（平成28年度以降の基準改正に適用）
- このほか、i) 検定済図書の訂正申請と検定基準との関係を規定上明確化、ii) 審査中の適切な情報管理の徹底（情報流出の際に当該事案の概要を文部科学省ホームページで公表等）、iii) 教科書記述の正確性の更なる向上（客観的に明白な誤記、誤植、脱字の箇所数一覧表の文部科学省ホームページでの公表等）、iv) 検定手続関係書類の見直し（様式を定める規程の一元化等）などの改善を行う。

## 2 審議の経過

平成27年

5月19日 教科用図書検定調査審議会総会  
○審議要請

6月22日 教科用図書検定調査審議会総括部会・第10部会合同会議  
○審議要請事項に関する現状と検討課題の検討

7月23日 教科用図書検定調査審議会総会  
○報告の取りまとめ